

整理番号：4-1

提言題名：稲字向原地区造成工事の下水道について

【提言の要旨】

稲字向原地区造成区域では、全体で70宅地の建設に際して、各戸に合併処理浄化槽を設置するとのことですが、宅地造成区域の50メートル先にある中央タウンの污水管（下水管）につなげばいいのに、どうして合併処理浄化槽にするのでしょうか？

新規に住宅開発する所で合併処理浄化槽にすると、将来下水道の設置工事に取手地方下水道組合で膨大な費用が発生します。将来の経費を考えてもぜひ、公共下水道にしていきたいです。取手市の下水道普及率は72.8%（平成29年3月末）と隣の守谷市に比べても低いものです。

合併処理浄化槽にした場合、年3～4回の保守点検が必要ですが、何も罰則がないため、人によっては保守点検に費用がかかり、行わない人が出てきます。雨水にその水が垂れ流されると、現在中央タウンで雨水が流れているところに、完全に浄化されていない水が流れてきて、夏の暑い日には下水水のおいが漂います。中央タウンでは雨水管と污水管が分離されていて快適に生活できているのに、そこに完全には処理されていない污水が流れてくると、とても不愉快です。下水管が曲がっている場所では、どうしても水だまりができてしまいます。汚い養分の多い水は、やぶ蚊のボウフラの発生源にもなります。蚊がこれ以上発生すると日本脳炎やデング熱などの伝染病も怖いです。下水道を完全に雨水と污水に分離して、現在の中央タウンの環境を維持してほしいです。

下水道工事の順番が回ってこないから今はできないだとか言っている場合ではないと思われます。新規開発の場合、下水管がすぐ近くにあるならば、浄化槽ではなく下水道へ接続した方が将来の負担削減になり、良いと思われます。ぜひ、本件宅地開発区域に、雨水と污水に分かれた本下水管を新設していただきたいです。

（男性 平成30年8月受付）

【回答の要旨】

取手市では下水道事業を、一部事務組合「取手地方広域下水道組合」を設立して行っておりますので、取手地方広域下水道組合からの回答とさせていただきます。

（以下、取手地方広域下水道組合の回答）

当該区域は、中央タウンに隣接している区域であり、現在、当下水道組合公共下水道事業の将来の計画区域として位置づけられておりますが、中央タウンとは異なり、下水道法で規定されている事業計画の区域としては未策定の区域となっております。

事業計画が未策定の区域の下水道への接続は、当下水道組合と事業主間の事前相談等によって、下水道に接続するか合併浄化槽を設置するかを事業主の判断において決定することとな

ります。さらに、事業計画が未策定の区域を下水道に接続する場合は、下水道施設の設置及び維持管理費用等は、すべて事業主が負担することとなります。当下水道組合では、再度事業主と調整を図らせていただきましたが、事業主は、これら費用等負担や施工性を考慮し、合併浄化槽の設置を決定したのではないかと考えられます。

下水道法で規定されている事業計画は、当下水道組合の下水道事業として下水道施設を設置等する際に策定しなければならないものでございます。また、事業計画を策定する際には、排水等施設の構造や能力、さらに区域や工事の完成予定年月日など事業計画に定めるべき事項を定め、茨城県知事に同意を得なければならず、当該区域の下水道の整備を実施する際には、必要な法手続きでございませぬ。

当下水道組合としましても、事業計画の区域を策定する際には、事業を効率的かつ円滑に進めるうえで、事業の緊急性、事業効果や社会的条件を考慮しなければなりません。また、近年の取手市の人口の推移を踏まえた中で過大な下水道施設の建設や先行投資を避けるため、事業計画の区域を慎重に設定しているところでございませぬが、稲字向原地区造成工事のように、事業主が実施する宅地開発は、不確定な社会的要因であり、当下水道組合でこれら宅地開発を考慮した事業計画を予め設定することは困難な状況でございませぬ。

仮にご要望に沿って、当該区域の下水道整備を当下水道組合で実施することとしましても、事業計画の変更手続きや、新たに設置する下水道施設の設計や工事などかなりの年数を要することとなり、事業主が予定している宅地開発計画等の目標年次には、到底間に合わない状況でございませぬ。

また、「中央タウンで雨水が流れているところに、完全に浄化されていない水が流れてきて、夏の暑い日には下水のおいが漂う」旨を危惧されておりますが、近年の合併浄化槽の処理能力は向上しており、下水処理場並みに汚水を処理することが可能で、窒素やリンを除去するなど高度な汚水処理にも対応しているなど、水質環境の変化が少なく環境に配慮したものとなっておりますので、中央タウンの環境を維持できるのではないかと考えております。

最後に、取手市の下水道の整備状況でございませぬが、人口比で約70%の住民の皆さまが下水道を使用できる状況となっておりますが、未だ約30%の住民の皆さまが下水道を使用できない状況でございませぬ。一方で、既に当下水道組合が管理する下水道施設は34年が経過し、老朽化が進み施設の改築事業が本格的に始まっております。当下水道組合の財政状況は、年々厳しさを増しておりますが、今後も引続き持続可能な下水道事業の推進に向けて、下水道整備を効率的かつ迅速に進め、お問い合わせのあった区域を早期に事業計画の区域に編入し、下水道整備に着手できるよう前向きに検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

(排水対策課 平成30年8月回答)